

熊本県奨学のための給付金交付要項

第1章 総則

(通則)

第1条 熊本県奨学のための給付金（以下「給付金」という。）については、文部科学省の「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）」に該当するものとして予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(趣旨)

第2条 給付金は、低中所得世帯に対して授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行費、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費等）の負担を支援するために交付するものであり、私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的とする。

第2章 熊本県奨学のための給付金

(交付対象世帯)

第3条 給付金は、別表第5又は別表第6に該当する世帯（以下「交付対象世帯」という。）に交付する。

2 認定基準日は、別表第1に定めるものとする。

3 交付の回数は、1人の高校生等につき年1回、通算3回（定時制、通信制の私立高等学校等に通う高校生等は4回）を上限とする。ただし、熊本県高等学校等学び直し支援金交付要項第2条に規定する対象者については、通算4回（定時制、通信制の私立高等学校等に通う高校生等は5回）を上限とする。ただし、第8条に定める一部早期給付により、年度内に給付金を分割して給付された者についてはその年度内における交付回数を1回として取り扱う。

(給付金の不交付)

第4条 前条の交付対象世帯に該当する場合であっても、高校生等が、次の各号のいずれかに該当する場合には、給付金を交付しないものとする。

(1) 高校生等に対して、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による見学旅行費又は特別育成費（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条による母子生活支援施設の高中生等を除く。）が措置されている場合

(2) 高校生等が給付金を交付する年度の4月から3月までの1年間（入学年度においては入学日から3月31日まで）休学する場合

(給付金の受給申請)

第5条 交付対象世帯の保護者等は、給付金の交付を希望するときは、熊本県奨学のための給付金交付申請書（別記第1号様式）に、次に定める書類を添えて、別途定める申請の期限までに、知事に提出しなければならない。

(1) 保護者等全員の個人番号カードの写し等（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの写しその他の書類をいう。）又は保護者等全員に道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課税されていないことを証明する課税証明書等。ただし、保護者等が別表第5のア又は別表第6のアに該当する場合には、福祉事務所長の発行する保護証明書。

(2) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定・確定)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、交付に関する事項を審査し、交付の可否、交付金額を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定により給付金の交付を行うときは、熊本県奨学のための給付金交付決定・確定通知書（別記第3号様式）により、前条第1項により申請を行った保護者等に通知するものとする。この場合において、申請内容の誤り等を原因として、本来の交付額よりも少額の交付を行ったときは、給付金の追加の交付を行うことができるものとし、熊本県奨学のための給付金追加交付決定・確定通知書（別記第4号様式）により、当該追加交付に係る者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定により給付金の交付を行わないときは、熊本県奨学のための給付金不交付決定通知書（別記第5号様式）により、前条第1項により申請を行った保護者等に通知するものとする。

(給付金の金額及び交付の方法)

第7条 給付金は、1人の高校生等に対して、別表第2の交付対象世帯の欄に掲げる区分に従い、それぞれ交付金額（1人当たり年額）の欄に掲げる金額を交付するものとする。ただし、別表第5のオ又は別表第6のウに該当する者は別表第3により支給する。

2 前条第2項後段の規定による追加支給は、当初交付決定額との差額を交付するものとする。

3 知事は、給付金の交付を行うときは、第1項又は前項の規定により決定した交付金額を、給付金の交付を希望する保護者等が熊本県奨学のための給付金交付申請書（別記第1号様式）により届け出た指定金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

(給付金の一部早期給付)

第8条 第3条に該当する世帯の高校生等のうち、新入生の保護者等が給付金の一部早期給付を希望する場合は、別途定める期限までに第5条の受給申請を行わなければならない。

い。なお、交付年額から一部早期給付金額を除いた残額の交付を希望する場合は7月1日を認定基準日とし、改めて申請しなければならない。

2 前項の規定による申請があったときは、第7条第1項の規定にかかわらず、別表第4に定めるところにより給付金を交付するものとする。

(代理受領等)

第9条 申請者以外の者は、申請者の委任により、申請者に代わり給付金を受領することができるものとする。申請者の委任は、熊本県奨学のための給付金受領委任状(別記第7号様式)により行う。

2 学校長は、保護者等の委任により、保護者等に代わり給付金を受領し、その有する当該保護者等の授業料以外の教育費に係る債権の弁済に充てることができるものとする。保護者等の委任は、熊本県奨学のための給付金受領委任状(別記第8号様式)により行う。

3 学校長は第5条に定める給付金の申請時に、熊本県奨学のための給付金受領委任状(別記第7号様式又は別記第8号様式)を、知事に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 知事は、第7条第1項の規定による交付決定を受けた者が錯誤又は偽りの申請により交付の決定を受けたときは、給付金の交付の決定の一部又は全部を取り消すことができるものとする。

2 前項の規定による取消しの効果は、交付の決定日に遡り生じるものとする。

3 知事は、第1項の規定による取消しをしたときは、熊本県奨学のための給付金交付決定取消通知書(別記第9号様式)又は熊本県奨学のための給付金交付決定一部取消通知書(別記第10号様式)により当該取消しに係る者に通知し、既に給付金の交付を行っている場合は、申請を行った保護者等に対して給付金の返還を求めるものとする。

第3章 雑則

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、給付金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成26年6月25日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年6月8日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年5月8日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年7月18日から施行し、平成30年7月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和元年（2019年）7月8日から施行し、令和元年（2019年）7月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和2年（2020年）5月20日から施行し、令和2年（2020年）4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要項は、令和2年（2020年）12月25日から施行し、令和2年（2020年）6月5日から適用する。
- 2 令和2年度（2020年度）においては、第3条第1項第2号イ又はウに該当する世帯に、別表第2又は別表第3に定める交付金額に加え別表第5に定めるオンライン学習に係る通信費相当額（以下「通信費相当額」という。）を支給する。
- 3 保護者等は、通信費相当額の交付を希望するときは、オンライン学習の通信費に係る申請書及び誓約書（別記第10号様式）を別途定める期限までに、知事に提出しなければならない。
- 4 通信費相当額の申請に対する交付決定及び確定については、第6条の規定を準用する。この場合において、「前条の規定による申請」及び「前条第1項により申請」とあるのは、「通信費相当額に係る申請」と読み替えるものとする。
- 5 通信費相当額の交付については、第7条第3項の規定を準用する。この場合において、「第1項又は前項の規定により決定した交付金額」とあるのは「別表第5に定める交付金額」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要項は令和3年（2021年）2月26日から施行する。
- 2 令和2年度（2020年度）においては、第3条第1項第2号イ又はウに該当する世帯には、令和2年（2020年）12月25日施行附則第2項に規定した通信費相当額に加え、別表第6に定める単価で上乗せ支給を行う。ただし、第8条に定める一部早期給付（4～6月分）のみの給付を受けた世帯はこの上乗せ支給は対象外とする。
- 3 知事は、前項に定めた対象者に対し、上乗せ支給の給付を別途定める期日までに交付決定し、支給する。

附 則

この要項は、令和3年（2021年）5月12日から施行し、令和3年（2021年）4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年（2021年）7月6日から施行し、令和3年（2021年）7月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和4年（2022年）5月20日から施行し、令和4年（2022年）

4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和4年（2022年）7月13日から施行し、令和4年（2022年）7月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和5年（2023年）5月18日から施行し、令和5年（2023年）4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和6年（2024年）5月27日から施行し、令和6年（2024年）4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和7年（2025年）5月28日から施行し、令和7年（2025年）4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和8年（2026年）6月16日から施行し、令和8年（2026年）4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

区分	認定基準日
1 申請年度の前年度以前に入学した者 ※4に該当する場合を除く	給付金が交付される年度の7月1日
2 申請年度の4月～6月に入学した者 ※4、5に該当する場合を除く	
3 1及び2に該当しない日に入学した者 ※4に該当する場合を除く	入学日
4 別表第5の才及び別表第6のウに該当する世帯 ※5に該当する世帯は除く	家計急変日の翌月1日 (家計急変日が月の初日である場合は、家計急変月) (家計急変日が前年1月1日から今年7月1日までの場合は7月1日)
5 第8条に定める一部早期給付を希望する者	給付金が交付される年度の4月1日
6 第8条に定める一部早期給付を受給し、7～翌年3月分を申請する者	給付金が交付される年度の7月1日

別表第 2（第 7 条関係）

交付対象世帯の区分	交付金額（1人当たり年額）
1 別表第 5 のアに該当する世帯に扶養されている高校生等	通信制以外 通信制 52,600円
2 別表第 5 のイに該当する世帯に扶養されている高校生等	通信制以外 152,000円 通信制 52,100円
3 別表第 5 のウに該当する世帯に扶養されている高校生等	通信制以外 50,670円 通信制 17,370円
4 別表第 5 のエに該当する世帯に扶養されている高校生等	通信制以外 38,000円 通信制 13,030円
5 別表第 5 のイに該当する世帯に扶養されている高校生等で、かつ着用義務のある制服を災害等により喪失・毀損したことで、再度、制服の購入が必要である高校生等（別記第 6 号様式）	通信制以外 通信制 81,000円
6 別表第 5 のウに該当する世帯に扶養されている高校生等で、かつ着用義務のある制服を災害等により喪失・毀損したことで、再度、制服の購入が必要である高校生等（別記第 6 号様式）	通信制以外 通信制 27,000円
7 別表第 5 のエに該当する世帯に扶養されている高校生等で、かつ着用義務のある制服を災害等により喪失・毀損したことで、再度、制服の購入が必要である高校生等（別記第 6 号様式）	通信制以外 通信制 20,250円
8 別表第 6 のアに該当する世帯に扶養されている高校生等	通信制以外 通信制 52,600円
9 別表第 6 のイに該当する世帯に扶養されている高校生等	通信制以外 152,000円 通信制 52,100円
10 別表第 6 のイに該当する世帯に扶養されている高校生等で、かつ着用義務のある制服を災害等により喪失・毀損したことで、再度、制服の購入が必要である高校生等（別記第 6 号様式）	通信制以外 通信制 81,000円

別表第3（第7条関係）

交付対象世帯	家計急変発生日	交付対象月	交付金額
別表第5のオ及び別表第6のウに該当する世帯	～7月1日	年間	別表第2に定める額
	7月2日～翌年3月	家計急変のあった月の翌月～翌年3月	別表第2に定める額×（家計急変日の翌月～翌3月）の月数／12

別表第4（第8条関係）

交付対象世帯	交付対象月	給付金の交付金額	
別表第5のア～エ及び別表第6のア、イに該当する世帯	4～6月	別表第2に定める額×1／4	
	7～翌年3月	別表第2に定める額から4～6月分相当額を差し引いた額。 ただし、4～6月分相当額が7月1日現在の状況に応じた給付額（年額）を上回る場合は、4～6月分相当額を年額とする	
別表第5のオ及び別表第6のウに該当する世帯	前年度の3月までに家計急変	4～6月	別表第2に定める額×1／4
	4月以降に家計急変	7～翌年3月	別表第2に定める額から4～6月分相当額を差し引いた額。 ただし、4～6月分相当額が7月1日現在の状況に応じた給付額（年額）を上回る場合は、4～6月分相当額を年額とする

別表第5（第3条関係）（新制度）

交付対象世帯	世帯区分
<p>下記A又はBのいずれかに該当する者（特別支援学校の高等部の生徒を除く。以下「高校生等（新制度）」という。）のうち、別表第1に定める認定基準日に高等学校等に在籍している者の保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他の高校生等の就学に要する経費を負担すべき者をいう。以下同じ。）が、熊本県内に住所を有する者であること。</p> <p>A 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条に規定する者。</p> <p>B 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）第3条第1項各号の全てに該当する者（同条第2項の規定により同条第1項第3号以外の同項各号の全てに該当する者を含む。）であって別表1の区分1に規定する者又は国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）第3条第1項各号の全てに該当する者であって別表1の区分1に規定する者。</p>	<p>ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯。</p> <p>イ 保護者等の全員が、道府県民税所得割及び市町村民税所得割（給付金が交付される年度分（第8条に定める一部早期給付を希望する場合は除く。）の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税及び市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第23条第1項第2号及び第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）をいう。以下同じ。）が課税されていない者であること。ただしアに定める世帯を除く。</p> <p>ウ 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円未満である世帯。ただし、イの世帯を除く。</p> <p>エ 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が182,500円未満である世帯。ただし、イ及びウの世帯を除く。</p> <p>オ 家計急変により高校生等の保護者等の収入が激減した世帯で、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割がイ、ウ及びエである世帯に相当すると認められるものであること。ただし、生活保護法第36条の規定による生業扶助が行われている世帯は除く。</p>

別表第6（第3条関係）（旧制度）

交付対象世帯	世帯区分
<p>下記A～Dのいずれかに該当する者（特別支援学校の高等部の生徒を除く。以下「高校生等（旧制度）」という。）のうち、別表第1に定める認定基準日に高等学校等に在籍している者の保護者等が、熊本県内に住所を有する者であること。</p> <p>A 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第8号。以下「令和8年改正法」という。）附則第2条第2項に規定する経過措置の対象者。</p> <p>B 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和8年文部科学省令第18号）附則第2項に規定する経過措置の対象者。</p> <p>C 令和8年改正法による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条に規定する者（A又はBに該当する者、法第3条に規定する者及び出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の4の表の留学の在留資格をもって本邦に在留する者を除く。）</p> <p>D 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱第3条第1項各号の全てに該当する者（同条第2項の規定により同条第1項第3号以外の同項各号の全てに該当する者を含む。）であって別表1の区分2若しくは区分3に規定する者又は国の設置する高等学校等に係る高等学校</p>	<p>ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯。</p> <p>イ 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯。ただし、アに定める世帯を除く。</p> <p>ウ 家計急変により高校生等の保護者等の収入が激減した世帯で、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割がイである世帯に相当すると認められるものであること。ただし、生活保護法第36条の規定による生業扶助が行われている世帯は除く。</p>

等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱第3条第1項各号の全てに該当する者であって別表1の区分2若しくは区分3に規定する者